

改 正 後	現 行
相談支援専門員は、障害児支援利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第7号及び第10号から第12号までに規定された障害児支援利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。 なお、障害児等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、相談支援専門員が障害児の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。 <u>また、モニタリング期間が適切か否かについてもモニタリング毎に検討する必要があると判断した場合には、障害児支援利用計画を変更する必要性の如何を問わず、モニタリング期間の変更について、利用者及び市町村と協議し、必要な手続をとるものとする。</u> ⑰・⑳ （略） <u>㉑ インクルージョンの観点を踏まえた情報提供及び助言（第3項第6号）</u> <u>相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。</u>	相談支援専門員は、障害児支援利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第7号及び第10号から第12号までに規定された障害児支援利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。 なお、障害児等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、相談支援専門員が障害児の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。 ⑱・⑲ （略） （新設）

改正後	現 行
(12) <u>テレビ電話装置等を活用した面接（基準第 15 条の 2）</u> ① <u>趣旨</u> <u>障害児に対するアセスメント及びモニタリングについては、障害児の居宅に訪問して面接することとされているが、離島等の僻地に居住し、かつ、訪問に時間を要する障害児については、一定の要件を満たす場合に限り、テレビ電話装置等を活用した面接を可能とすることで、相談支援事業所の選択肢の拡大や適切な面接の機会の確保を図るものである。</u> ② <u>対象者</u> <u>以下の要件をいずれも満たす者であること。</u> ア <u>障害児が特別地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅との間に一定の距離があること。なお、一定の距離については、事業所から居宅への訪問に片道概ね 1 時間以上を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。</u> イ <u>テレビ電話装置等を活用したアセスメント又はモニタリングを行おうとするその前月又は前々月に、実際に当該障害児の居宅を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っていること。</u> ③ <u>留意点</u> <u>アセスメント及びモニタリングに係る面接については、訪問によることが原則であるため、障害児及びその保護者に対して、面</u>	(新設)

改 正 後	現 行
<u>接方法に係る意向を確認した上で、障害児及びその保護者が訪問による面接を希望する場合は、極力訪問により面接するよう努めること。</u> <u>(13) ・ (14) (略)</u> <u>(15) 管理者の責務（基準第 18 条）</u> 指定障害児相談支援事業所の<u>管理者の責務を、法の基本理念を踏まえた障害児本位の支援提供を行うため、障害児への支援提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定障害児相談支援事業所の従業員に基準第 2 章第 3 節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うこととしたものである。</u> <u>(16) 運営規程（基準第 19 条）</u> 指定障害児相談支援の事業の適正な運営及び障害児等に対する適切な指定障害児相談支援の提供を確保するため、基準第19条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害児相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 従業員の職種、員数及び職務の内容（第 2 号） 従業員については、<u>相談支援専門員、相談支援員、その他の従業員に区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。</u>なお、従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第 3 条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第 5 条に規定する重要	<u>(12) ・ (13) (略)</u> <u>(14) 管理者の責務（基準第 18 条）</u> 指定障害児相談支援事業所の<u>管理者は、従業員及び業務の一元的管理並びに従業員に基準第 2 章第 3 節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うことを規定したものである。</u> <u>(15) 運営規程（基準第 19 条）</u> 指定障害児相談支援の事業の適正な運営及び障害児等に対する適切な指定障害児相談支援の提供を確保するため、基準第19条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害児相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 従業員の職種、員数及び職務の内容（第 2 号） 従業員については、<u>相談支援専門員とその他の従業員に区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。</u>なお、従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第 3 条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第 5 条に規定する重要事項を記した

改 正 後	現 行
事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。) ②～④ (略) ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項 (第 7 号) 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害児相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。 具体的には、<u>以下に掲げる事項等を指すものであること。</u> ア 虐待の防止に関する<u>担当者</u>の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施 (研修方法や研修計画など) オ 基準第 28 条の 2 第 1 項の虐待の防止のための対策を検討する委員会 (以下「虐待防止委員会」という。) の設置等に関すること ⑥ その他運営に関する重要事項 (第 8 号) <u>指定障害児相談支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等 (障害者総合支援法第 77 条第 4 項に規定する地域生活</u>	文書に記載する場合についても、同様とする。) ②～④ (略) ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項 (第 7 号) 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害児相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。 具体的には、 ア 虐待の防止に関する<u>責任者</u>の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施 (研修方法や研修計画など) オ 基準第 28 条の 2 第 1 項の虐待の防止のための対策を検討する委員会 (以下「虐待防止委員会」という。) の設置等に関すること <u>等を指すものであること。</u> ⑥ その他運営に関する重要事項 (第 8 号) <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成 29 年厚生労働省告示第</u>

改正後	現行
<u>支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。</u> <u>(17) 勤務体制の確保等（基準第 20 条）</u> 障害児等に対する適切な指定障害児相談支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。 ①～③ （略） ④ 同条第 4 項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定障害児相談支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。	<u>116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付け障障発 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2 の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u> <u>(16) 勤務体制の確保等（基準第 20 条）</u> 障害児等に対する適切な指定障害児相談支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。 ①～③ （略） ④ 同条第 4 項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定障害児相談支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

改 正 後	現 行
ア 指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上<u>講</u>ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a・b （略） （削る） イ （略） <u>(18)</u> 業務継続計画の作成等（基準第20条の2） ① 基準第20条の2は、指定障害児相談支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定障害児	ア 指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上<u>構</u>ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a・b （略） <u>なお、パワーハラスメント防止のための指定障害児相談支援事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u> イ （略） <u>(17)</u> 業務継続計画の作成等（基準第20条の2） ① 基準第20条の2は、指定障害児相談支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定障害児

改 正 後	現 行
相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第20条の2に基づき指定障害児相談支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 （削る） ②～④ （略） <u>(19)</u> 設備及び備品等（基準第 21 条） ① 事務室 指定障害児相談支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間	相談支援の提供を受けられるよう、指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第20条の2に基づき指定障害児相談支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 <u>なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</u> ②～④ （略） <u>(18)</u> 設備及び備品等（基準第 21 条） ① 事務室 指定障害児相談支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切

改 正 後	現 行
仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定障害児相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。<u>もっとも、事務室が区分されていない場合は特に、障害児等の個人情報の管理に細心の注意を図るとともに、障害児等に関する情報が漏れることのないよう厳重に対応すること。</u> ② 受付等のスペースの確保 事務室又は指定障害児相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は障害児等が直接出入りできる<u>とともに、相談内容が周囲に聞こえにくいようにするなど、障害児等が利用しやすく相談しやすい構造とする。</u> ③ (略) <u>(20)</u> 衛生管理等（基準第 22 条） ① (略) ② 同条第 3 項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき指定障害児相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 (削る)	りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定障害児相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 ② 受付等のスペースの確保 事務室又は指定障害児相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は障害児等が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。 ③ (略) <u>(19)</u> 衛生管理等（基準第 22 条） ① (略) ② 同条第 3 項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき指定障害児相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 <u>なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務</u>

改 正 後	現 行
ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、<u>概ね</u>6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。ま	<u>付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</u> ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、<u>おおむね</u>6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等<u>（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）</u>を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。ま

改 正 後	現 行
た、指定障害児相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ・ウ （略） <u>(21)</u> 掲示等（基準第 23 条） ①・② （略） ③ 同条第 3 項は、障害児相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第 1 項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。 なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫することとするが、体制整備加算に関する事項については、第 1 項による事業所内の掲示だけではなく、公表することが必要となるので留意すること。 <u>(22)</u> 秘密保持等（基準第 24 条） ①・② （略） ③ 同条第 3 項は、<u>相談支援専門員、相談支援員</u>及び障害児支援利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定障害児相談支援事業者等は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に障害児及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	た、指定障害児相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ・ウ （略） <u>(20)</u> 掲示等（基準第 23 条） ①・② （略） ③ 同条第 3 項は、<u>基本相談支援及び</u>障害児相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、第 1 項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。 なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫することとするが、体制整備加算に関する事項については、第 1 項による事業所内の掲示だけではなく、公表することが必要となるので留意すること。 <u>(21)</u> 秘密保持等（基準第 24 条） ①・② （略） ③ 同条第 3 項は、相談支援専門員及び障害児支援利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定障害児相談支援事業者等は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に障害児及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

改 正 後	現 行
<u>なお、障害者総合支援法 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（以下「協議会」という。）において個別事例への支援のあり方に関する協議、調整を行う場合の個人情報の取扱いについても同様である。</u> <u>(23)</u> 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止（基準第 26 条） ① 基準第 26 条第 1 項は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者が当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員及び相談支援員に利益誘導のために特定の<u>福祉サービス事業者</u>等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じるものである。これは、障害児支援利用計画があくまで障害児の解決すべき課題に即したものであることを要求したものである。例えば、指定障害児相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業所の管理者が、同一法人系列の<u>福祉サービス事業者による福祉サービスのみ</u>を位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の<u>福祉サービス事業者による福祉サービス</u>の利用を妨げることを指すものである。 ② 同条第 2 項は、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が障害児等に利益誘導のために特定の<u>福祉サービス事業者</u>によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁止した規定である。これも前項と同様、相談支援の公正中立をうたったものであり、例えば、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門	<u>(22)</u> 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止（基準第 26 条） ① 基準第 26 条第 1 項は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者が当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に利益誘導のために特定の<u>福祉サービスの事業を行う者等</u>によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じるものである。これは、障害児支援利用計画があくまで障害児の解決すべき課題に即したものであることを要求したものである。例えば、指定障害児相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業所の管理者が、同一法人系列の<u>福祉サービスの事業を行う者のみ</u>を位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の<u>福祉サービスの事業を行う者</u>の利用を妨げることを指すものである。 ② 同条第 2 項は、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が障害児等に利益誘導のために特定の<u>福祉サービスの事業を行う者</u>によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁止した規定である。これも前項と同様、相談支援の公正中立をうたったものであり、例えば、指定障害児相談支援事業所の相談

改 正 後	現 行
員が、同一法人系列の<u>福祉サービス事業者</u>による福祉サービスのみを利用することを指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の<u>福祉サービス事業者</u>による<u>福祉サービス</u>の利用を妨げることを指すものである。 ③ 同条第3項は、相談支援の公正中立を確保するために、指定障害児相談支援事業者及びその従業者が、障害児等に対して特定の<u>福祉サービス事業者</u>等によるサービスを利用させることの対償として、当該<u>福祉サービス事業者</u>等から金品その他の財産上の利益を享受してはならないこととしたものである。 <u>(24)</u> ・ <u>(25)</u> (略) (25) 虐待の防止（基準第28条の2） ① 同条第1項の虐待防止委員会の役割は、<u>以下の3つがある。</u> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止を担当する者を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加える<u>よう努めるもの</u>とす	支援専門員が、同一法人系列の<u>福祉サービスの事業を行う者</u>のみを利用することを指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の<u>福祉サービスの事業を行う者</u>の利用を妨げることを指すものである。 ③ 同条第3項は、相談支援の公正中立を確保するために、指定障害児相談支援事業者及びその従業者が、障害児等に対して特定の<u>福祉サービスの事業を行う者</u>等によるサービスを利用させることの対償として、当該<u>福祉サービスの事業を行う者</u>等から金品その他の財産上の利益を享受してはならないこととしたものである。 <u>(23)</u> ・ <u>(24)</u> (略) (25) 虐待の防止（基準第28条の2） ① 同条第1項の虐待防止委員会の役割は、 ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <u>の3つがある。</u> 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止を担当する者を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが<u>望ましい</u>。

改 正 後	現 行
<u>る。</u> なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。 なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である。 指定障害児相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のような対応を想定している。<u>なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。</u> ア～キ （略） ② （略） ③ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害児相	なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。 なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である。 指定障害児相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のような対応を想定している。 ア～キ （略） ② （略） ③ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害児相

改 正 後	現 行
談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について<u>適切に記録の上、５年間保存すること</u>。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ④ 同条第３項の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「<u>地域生活支援事業の実施について</u>」（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号）の別紙２「<u>地域生活支援促進事業実施要綱</u>」の別記２－４の３（３）の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。 <u>(27)</u> (略) <u>(28)</u> 記録の整備（基準第３０条） 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、基準第３０条第２項により、指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該障害児相談支援を提供した日から、少なくとも５年以上保存しておかなければならないこととしたものである。 ① (略) ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 <u>ア</u> 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画 <u>イ</u> アセスメントの記録	談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について<u>記録することが必要である</u>。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ④ 同条第３項の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置<u>して下さい</u>。 <u>(26)</u> (略) <u>(27)</u> 記録の整備（基準第３０条） 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、基準第３０条第２項により、指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該障害児相談支援を提供した日から、少なくとも５年以上保存しておかなければならないこととしたものである。 ① (略) ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 <u>イ</u> 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画 <u>ロ</u> アセスメントの記録

改正後	現 行
ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③～⑤ （略） 第三 雑則 (1) 電磁的記録について 基準第 31 条第 1 項は、指定障害児相談支援事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 ①～④ （略） (2) 電磁的方法について 基準第 31 条第 2 項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。 ①～④ （略）	ハ サービス担当者会議等の記録 ニ モニタリングの結果の記録 ③～⑤ （略） 第三 雑則 (1) 電磁的記録について 基準第 31 条第 1 項は、指定障害児相談支援事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。<u>令和 3 年 7 月 1 日施行予定。</u> ①～④ （略） (2) 電磁的方法について 基準第 31 条第 2 項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。<u>令和 3 年 7 月 1 日施行予定。</u> ①～④ （略）